

『不整地運搬車運転技能講習』開催案内

建設業労働災害防止協会秋田県支部
〔略称 建災防秋田県支部〕
秋田労働局長登録教習機関
登録番号 秋基登録第 81 号
登録有効期限 令和 11 年 3 月 30 日

労働安全衛生法により、最大積載量 1 トン以上の「不整地運搬車」の運転の業務は、就業制限に係る業務となっています。（道路上を走行させる運転は除く。）

当該業務に就くためには、『不整地運搬車運転技能講習』を修了した者、その他厚生労働省令で定める資格を有していなければなりません。



1. 開催日程及び会場 《受付 8 : 4 5 ~、講習開始 9 : 0 0 ~》

区分	日程	会場	定員
学科	7月1日(月)	秋田テルサ 第3会議室 秋田市御所野地蔵田 3-1-1	36名
実技	7月2日(火)	建災防教育講習所 秋田市上北手御所野字雨池通 5-1-1	

* 1) 申込み期限 受講日(初日)から7日前を期限としますが、期限前であっても定員になり次第、受付けを締切ります。

* 2) 開催については、受講希望人員により増減、又は中止することがあります。

2. 受講資格区分

《このたびは、次の区分 1 ~ 4 のいずれかに該当する講習科目の一部免除対象者の講習です。》

区分	受講資格
1	大型特殊自動車運転免許又は大型特殊自動車第2種運転免許を有する者。
2	次のいずれかに掲げる者であって、機体重量3トン未満の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)又は車両系建設機械(解体用)、最大積載量1トン未満の不整地運搬車に3月以上従事した経験を有する者。 イ 大型自動車運転免許、中型自動車運転免許、準中型自動車運転免許又は普通自動車運転免許を有する者 ロ 大型自動車第2種運転免許、中型自動車第2種運転免許又は普通自動車第2種運転免許を有する者
3	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習、又は車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者。
4	1級建設機械施工管理技術検定合格者で第2次検定においてトラクター系操作工法を選択しなかったもの、又は2級第2種から第6種合格者。

3. 受講科目及び受講時間

区分	受講科目	受講時間
学科	荷の運搬に関する知識	4時間
	運転に必要な力学に関する知識	2時間
	関係法令	1時間
実技	作業のための装置の操作	4時間
	計	11時間

4. 受講料及び資料代《共に消費税込み》

	区分 1～4	
	会員	非会員
受講料	33,000円	33,000円
資料代	1,606円	1,793円
計	34,606円	34,793円

- * 納付方法は原則、銀行口座へ振込みとさせていただきます。
指定口座は、請求書によりお知らせします。
納付手続きは【必ず請求書到着後】にしてください。

5. 申込み方法

『受講申込書』をダウンロードして、必要事項を記入のうえ、受講資格区分により必要な書類及び証明写真2枚を添え、次へ郵送又は持参してください。

* 修了証等の写し及び写真に関する注意事項

- ①修了証等の写しは、記載事項が表裏にわたる場合、必ず両面を添付してください。
- ②写真は白黒、カラーを問わず、無背景で申込日から3カ月以内に撮影したものとします。
- ③写真2枚の裏面に講習名（不整地）、氏名及び生年月日を記載してください。

〔申込書送付及び提出、問合せ先〕

〒010-0951 秋田市山王四丁目3番10号

建設業労働災害防止協会秋田県支部 宛

電話〈直通 018-823-5499〉又は 018-823-5495（（一社）秋田県建設業協会内）

6. 受講票

受講申込書到着後、記載内容及び添付書類等を確認のうえ、受付けしますと詳細通知のための『受講票』を郵送します。

7. 『人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）（経費助成・賃金助成）』の
受給について

必要要件を満たしている事業主が、建設労働者に当該教育を受講させる場合は、厚生労働省による上記助成金を受給できます。

- ◎必要要件
1. 雇用保険料率1,000分の18.5の中小建設事業主であること。
*上記料率は令和6年度の率であり、今後変更となることもあります。
 2. 受講する建設労働者が雇用保険被保険者であること。
 3. 事業主が受講料及び資料代を負担すること。
 4. 受講日は出勤扱いとすること。

受給手続きを予定している事業所で、関係書類の「（建技様式第3号別紙1）受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）（経費助成・賃金助成）の助成金支給申請内訳書」に記載証明及び技能講習カリキュラムが必要な場合、受講申込時に別紙『内訳書記載証明・カリキュラム送付依頼書』を添えてください。

受講後に同書類を事業所あて、送付いたします。

「別紙」

『内訳書記載証明・カリキュラム送付依頼書』

不整地運搬車運転技能講習		
講習開始日	令和6年7月1日（月）	
講習開催地	秋田市	
*受講証明を必要とする対象予定者は、以下のとおりです。		
	氏名	所属事業場名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		

経 験 証 明

建設業労働災害防止協会

秋田県支部長 殿

次の者は、不整地運搬車運転技能講習の受講申込みにあたり、科目の一部免除を希望する上で、下記のとおり当事業場で当該機械に従事した経験を証明します。

1. 証明対象者氏名

.....

2. 従事した機械

(1) メーカー名

(2) 車種

(3) 型式

(4) 機体重量

3. 従事した経験

自 年 月 ~ 至 年 月

の内 年 ケ月間 従事。(*和暦で記載します。)

年 月 日

(事業場名)

.....
(事業者、役職名・氏名)

.....
代表者印